

平成 26 年 8 月 20 日

各 位

株式会社 山口フィナンシャルグループ  
株式会社 山 口 銀 行  
株式会社 も み じ 銀 行

### 大雨災害に対する当グループの対応について

この度の大雨により被災された皆さま方に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈りいたします。

山口フィナンシャルグループ（社長 福田 浩一）の山口銀行（頭取 福田 浩一）およびもみじ銀行（頭取 野坂 文雄）は、この度の大雨により被災された皆さま方の一日も早い災害復旧へのご支援をさせていただくため、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. ご預金等のお取引があるお客さまへ

通帳・証書・届出印を紛失された被災者の方から預金払戻依頼等を受けた場合は、ご本人様の確認を行ったうえで払戻しの対応を行います。（別紙 1 ご参照）

2. 被災された中小企業者のお客さまへ

災害復旧を金融面からご支援させていただくために、「災害復旧特別融資」の取扱いを行います。（別紙 2 ご参照）

3. 被災された個人のお客さまへ

災害復旧を金融面からご支援させていただくために、「災害復旧ローン」の取扱いを行います。（別紙 3 ご参照）

以 上

#### 【本件に関するお問合せ先】

山口銀行	カスタマーコミュニケーション部	尾上	TEL：083-223-4477
もみじ銀行	カスタマーコミュニケーション部	和田	TEL：082-241-3043

ご預金等のお取引があるお客さまへのご対応について

1. ご預金の払戻しについて

預金の通帳・証書・印章等をなくされた被災者の方につきましては、預金のお支払いについて便宜扱いをいたします。

この場合、ご来店の際に運転免許証などご本人様であることを確認できる本人確認書類をご持参ください。

なお、本人確認書類をご用意できない場合は、お取引店または当行本支店の窓口へあらかじめお問い合わせください。

2. 定期預金等の期限前払出についても、ご事情によりご相談に応じます。

以 上

中小企業者向け「災害復旧特別融資」について

1. 融資対象者

このたびの大雨により被害を受けた事業者の方

2. 取扱期間

平成 26 年 8 月 20 日（水）～平成 26 年 12 月 30 日（火）

3. 融資条件

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 融資限度額 | 50 百万円以内                    |
| (2) 資金使途  | 大雨被害に伴う事業再建のために必要な資金（設備・運転） |
| (3) 融資形態  | 手形貸付、証書貸付                   |
| (4) 融資利率  | 所定の利率                       |
| (5) 融資期間  | 7 年以内                       |
| (6) 返済方法  | 元金均等返済                      |

4. 取扱店舗

全店

以 上

個人向け「災害復旧ローン」について

1. 融資対象者

このたびの大雨により被害を受けた被災者の方

2. 取扱期間

平成 26 年 8 月 20 日（水）～平成 26 年 12 月 30 日（火）

3. 商品概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 資金使途 | 災害復旧に要するリフォームおよび家財・車両購入資金など  |
| (2) 融資金額 | ○リフォーム資金<br>10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）<br>○家財・車両資金<br>10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位） |
| (3) 融資利率 | ○リフォーム資金<br>1.950%（変動金利）（保証料含む）<br>○家財・車両資金<br>1.950%（固定金利）（保証料含む）           |
| (4) 融資期間 | ○リフォーム資金<br>1 年以上 10 年以内（6 ヶ月単位）<br>○家財・車両資金<br>6 ヶ月以上 7 年以内（6 ヶ月単位）         |
| (5) その他  | 詳細は窓口でお尋ねください。   |

4. 取扱店舗

全店

以 上